

校 則

生徒心得

この生徒心得は学校生活に必要な心構えと行動の規範である。本校生徒は校訓の下、この心得に則って自らの生活を律しなければならない。

1 礼 儀

礼の心は相互の人格の尊重から生まれ、社会協同の根本精神である。敬愛の念が厚ければおのずから礼儀正しい態度となって現われ学校生活は親しみのある和やかなものとなる。

ア 来客、職員、先輩等長上には挨拶をし、言葉づかいや態度に注意する。

イ 友人に対しては友愛の心をもって互いに挨拶する。

ウ 言葉づかいは粗雑にならないようにする。

エ 会合、儀式に参加したときは静粛にする。

2 服装・頭髪等

服装や身だしなみは、その人となりを端的に表している。品位があり、清潔で質素な服装を心掛け、省みて心の充実を努めなければならない。

式典時は、上着を着用する。ただし、一学期の終業式、二学期の始業式についてはこの限りではない。

ア 制 服

男子：上着は黒標準詰襟学生服を着用する。襟の左側に校章を付けること。白ワイシャツを着用し、裾はズボンの中に入れる。ただし、半袖開襟シャツは裾を外に出して良い。白ワイシャツ胸ポケット上側中央部に校章を付けること。

セーター・ベストを着用の場合、本校指定のものとする。

ズボンは黒標準学生服ズボンとする。

女子：上着は本校指定のブレザー、セーター・ベスト、ブラウスを着用する。スカートは本校指定のスカートを着用する。

セーター・ベストを着用の場合、本校指定のものとする。

*スカート丈は、膝中心（膝頭の中心にかかる長さ）とする。

イ 靴 下

ソックスは白、黒、紺のスクールソックスとする。ストッキングを着用する場合は、着用を義務づけしない。

ルーズソックスやそれに類するものは禁止する。

ウ 下履は、草靴又は運動靴とし、華美な色、デザインは慎む。

エ 防寒具（11月1日～翌年3月31日）

防寒コート、手袋、マフラーは登下校時に使用を認める。色は灰、黒、紺を基調としたものとする。ただし、華美なデザインは慎む。

また、セーター・ベスト等は上着から出さないように着用すること。セーター・ベストは、ブラウスの校章が見えるように着用すること。

ストッキングの着用を認める。色は灰、黒、紺色で、華美でないものとする。

オ 防寒対策として、膝掛けの使用は認めるが、体に巻いて移動する等教室以外では使用しない。また、集会や式典等には原則として使用しない。定期試験時の使用は禁止する。

カ 髪 型

男女とも、清潔で品位ある型にする。華美な髪型、左右非対称、パーマメントウェーブ、着色、変色、付け毛などの加工を禁ずる。髪を束ねるとき華美でない色のゴムを使用すること。

キ 髪を伸ばさないこと。

ク その他

装身具に属するもの（イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪、カラコンタクトなど）や、学生らしくない

所持品と認められるものを装着または、所持してはならない。化粧（眉毛・まつげの加工、爪の着色等）を禁ずる。

3 校 内

学校は共同生活の場である。戒め合い協力し合って正しい秩序の下に人格の向上につとめなければならない。

ア 登校後は許可無く外出してはならない。但し必要がある場合は外出許可を受け滞校後は職員に報告する。

イ 娯楽、運動は定められた範囲で行う。

ウ 校舎内では喧騒にわたらないようにする。

エ 生徒が掲示する場合には、生徒課の許可を受ける。

オ 本校生徒以外の友人、知人を許可なく校内に入れてはならない。

4 欠席、欠課及び諸願届

すべての事故の報告や願届類の提出は速やかにしなければならない。

ア 遅刻者は、職員室で遅刻届を記入し、教室に入るものとする。

イ 早退者は、早退届を記入し、学級担任の許可を得る。

ウ 欠課については、保健室・教科及び学級担任の指示を受ける。

エ 忌引きについては保護者から学級担任を経て校長に忌引届を提出する。但し、日数

は次の範囲である。

1 親等の直系尊属（父母） 7日

2 親等の直系尊属（祖父母） 3日

2 親等の傍系者（兄弟姉妹） 5日

3 親等の直系尊属（曾祖父母） 1日

3 親等の傍系尊属（伯叔父母） 1日

3 親等の傍系尊属（甥姪） 1日

オ 書類を必要とする願届は次の通りである。

① 欠席、遅刻、早退、忌引 P41～48届出欄

② 転校、退学、休学、復学、留学 別紙願届

③ 身上変更届 別紙願届

④ 生徒手帳紛失届 別紙願届

⑤ アルバイト願 P38～40許可欄

⑥ 合宿願 別紙願届

⑦ 集会開催願 別紙願届

⑧ 県外遠征願 別紙願届

5 通 学

通学途上は、生徒各人は実社会の一員として振る舞う生活の場でもあるという自覚にたち学校の内規、指示を守るとともに、交通道徳、乗車エチケットを尊重して、正しく明るい社会の建設に高校生として精いっぱい協力することを忘れてはならない。

(1) 自転車で通学する生徒は学級担任を経て生徒課で指示する登録手続きをしなければならない。その際、下記のすべての条件を満たさなければならない。

ア 使用する自転車は、交通法規に従って整備をする。また、住所・氏名を明記すること。

イ 登校時には必ず割り当てられた駐輪場を使用する。

ウ 自転車保険に加入すること。

(2) 3年で自動車の免許を取得する場合は、就職への進路決定者については、10月1日以降に「運転免許取得願」の交付を受け自動車学校への手続きをとる。入校・教習開始は2学期中間試験終了後とする。（但し、専門学校・短大・四大への進路決定者は1月中旬以降に手続きをとり、入校は、学年末試験終了後とする。）取得した免許証は卒業式まで学校預かりとする。

6 校外生活

生徒は常に社会の恩恵に守られていると同時に生徒各人が学校を代表していることを自覚して自ら負み責任のある行動をとるべきである。

ア 立ち入り規制場所には出入りしない。

イ みだりに夜間外出をしてはならない。また無断外泊は原則として禁ずる。

ウ 男女間の交際は清楚明朗でなければならない。

エ 校外で事故のあった場合は速やかに学校に届け出る。

7 公共物

公共物は全体が使用するものであり、その保全は各人の義務である。校舎、校具は自ら進んで愛護すべきで、かりにも損傷したりしてはならない。

ア 校具を使用する時には、必ず職員の許可を受ける。

イ 使用後はその手入及び始末を確実にを行い係職員に返還する。

ウ 校舎校具を損傷紛失した場合、或はその被害を発見した場合は直ちに係職員に報告する。理由によって弁償する。

8 清潔、整頓

清純な心を持ち学習の能率をあげるため、常に校内の清潔整頓につとめる。

9 保 健

団体生活では個人の保健が全体に影響して来る。各人は常にその健康に注意し、個人及び学校保健の向上をはからなければならない。

ア 万一感染症に罹ったときは速やかに学級担任に届ける。

イ 生徒は勿論家族、近隣等に法定伝染病が発生した場合は速やかに学級担任に届ける。

10 携 帯 品

携帯品も服装と同様にその所持者の品性を象徴するものである。

ア 携帯品には必ず学校名、学年、組、氏名

を明記する。

イ 必要な書籍用具以外の携帯は許されない。

ウ 特に品性をそこなうような物品の所持は許されない。

エ 携帯端末の使用は放課後校舎外のみとする。放課後までは靴又はロッカーの中に入れ、携帯することがないようにする。

11 遺失物に関する規定

ア 物品を遺失もしくは拾得した時は直ちに係職員に届出、係職員は一般に公示する。

イ 物品を遺失者に公付する時は拾得者の承認を得て行うものとする。

ウ 拾得物は一般に職員室前の拾得箱に入れて公示する。

エ 遺失物は「拾得物控」に記録する。

12 選挙活動

国政選挙及び地方選挙において学校の構内での選挙運動や政治的活動を禁止する。